

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

企業理念

クラリオンは、音と情報と人間のより良きつながりを追求し、価値ある商品を生み出すことにより、豊かな社会づくりに寄与します。

経営姿勢

- 優れた製品とサービスを提供し、お客様に満足と喜びをおくる。
- 独自の発想と技術により、新たな価値を創造する。
- 個々の人間性と能力を尊重し、自由闊達な風土を作る。
- 人と社会と自然の調和を図り環境維持につとめる。
- 地域社会の発展のために、企業市民としての責任を全うする。
- 適正な利潤の確保により、継続的な成長を果たす。

行動指針

クラリオンは、

- 常に勇気を持って自らを革新し、高い目標に“挑戦”します。
- 常に新しい価値を生み出す夢と感動を“創造”します。
- 常に人々の信頼に応えるために、“誠意”を尽くします。

企業ビジョン

移動空間における音と情報のつながりを独自の発想と先端技術で、新たな領域まで進化させます。そして世界中のお客様へ安心・安全・快適・感動を提供していきます。私たちは業界の先端を走り続け、市場ニーズを的確に捉え将来にわたる成長をめざします。

各種ステークホルダーとの関係

クラリオンはグループ丸となって、「車両情報システムプロバイダー」としての事業ポートフォリオの変革をスピードを上げて実行してまいります。「安心・安全」を志向したセーフティアンドインフォメーション事業、「つながる」を実現するコネクティビティ事業、これらのグローバル展開を加速させ、世界に先駆けた製品・サービスを投入していきます。さらに「人と社会と自然との調和を図り環境維持に努める」とともに「地域社会の発展のために、企業市民として責任を全うすること」で、ステークホルダーから信頼される企業となり、持続的な成長・発展をめざします。

適切な情報開示と透明性の確保

クラリオンは、企業ビジョンや事業戦略並びに財政状態や経営成績等の財務情報を開示する基本となる「ディスクロージャーポリシー」を定めております。この中で常に株主・投資家の視点に立った迅速、正確かつ公平な開示を行うとともに、法令及び東京証券取引所規則等を遵守し、会社情報の公正な提供について真摯な姿勢で臨むことを掲げています。執行役社長のもとに機能する開示委員会により、この「ディスクロージャーポリシー」に則り、公正かつ適時適切な開示に努めてまいります。

取締役会等の責務

クラリオンは、2016年6月24日の株主総会での決議により、取締役 8名(うち社外取締役 4名)で構成される指名委員会等設置会社に移行いたしました。取締役会は、グループ全体の経営基本方針を決定し、執行役による業務の執行を監督します。上記株主総会の後に開催された取締役会において、指名・監査・報酬の各委員会の委員の選定が決議されました。また、執行役の選任が決議され、それぞれに担当する業務領域が委任されました。取締役会の終了後に各委員会が開催され、それぞれの職務を開始するにあたり必要な決議を行いました。また、執行役社長を補佐する協議機関としての経営会議は、執行役及び理事によって構成され、迅速・果敢な業務の意思決定を実行してまいります。

株主との対話

クラリオンは、株主・投資家の皆様に対して、クラリオンの事業活動状況や財務内容等の経営情報を的確かつ適時に開示するとともに、会社の経営理念や経営方針を明確にお伝えすることが大切だと考えています。ホームページや「株主通信」、IR活動等を通して、適切な情報開示に努めてまいります。また、株主や投資家の皆様からのお問い合わせがあった場合は、迅速な対応に努めています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則4-11-3】・・・取締役会全体の実効性の分析・評価

これまで、自己評価等の方法は行っておりませんが、取締役会運営の効率性及び決議の実効性について分析を行うことを当事業年度に検討いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】・・・政策保有株式

当社では、政策保有株式に関して、コーポレートガバナンス基本方針に、次の事項を定めております。

1. 政策保有株式に対する方針

- (1)対象となる企業との関係が当社の中長期戦略に合致し、相互の連携が発展し企業価値向上に繋がることを基本とする。
 (2)対象となる企業の業績及び将来性を評価し、保有の必要性和経済的合理性を毎年度確認する。

2. 議決権行使基準

保有先の議案の内容を精査し、上記の方針に基づき当社の企業価値向上に資するものか検討し、適切に議決権を行使する。

【原則1-7】・・・関連当事者間の取引

当社では、取締役及び執行役並びにこれらの者が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引は、取締役会での審議・決議を要することとしています。また、取引条件及び取引条件の決定方針については、事業報告や有価証券報告書等で開示しております。取締役、執行役、取締役及び執行役が実質的に支配する法人並びに主要株主が当社顧客として取引を行う場合、会社及び株主共同の利益を害することのない体制を整えております。なお、当社の親会社である株式会社日立製作所との関係については、東京証券取引所へ適時開示しております「支配株主等に関する事項について」をご参照ください。

【原則3-1】・・・情報開示の充実

(1)本報告書の1-1「基本的な考え方」をご参照ください。

(2)本報告書の1-1「基本的な考え方」をご参照ください。

本コードに対応するため「クラリオン(株)コーポレートガバナンス基本方針」を定め、当社ホームページ上に開示しております。

<http://www.clarion.com/jp/ja/corp/about-clarion/ir/corporate-governance/index.html>

(3)取締役及び執行役の報酬を決定するに当たっては、報酬の透明性と会社との利害一致による企業価値の最大化をはかることを目的として、報酬委員会においてその方針と手続きを定め、個人別の報酬額を決定しております。

報酬等の額に関する方針については、後記「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

(4)取締役の指名を行うに当たっては、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者を対象に、多様性に配慮して選任しております。今後はその方針と手続きを指名委員会ではかってまいります。

(5)指名委員会が上記を踏まえて取締役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明は、今後株主総会招集通知にて開示してまいります。

【補充原則4-1-1】・・・取締役会から業務執行担当役員に対する判断・決定の委任の範囲

当社は指名委員会等設置会社であり、監督と執行の分離を徹底することにより、事業を迅速に運営できる執行体制の確立と経営監督機能の実効性の確保に努めております。取締役会は、当社グループの経営の基本方針を決定すると共に、執行役及び取締役の職務執行を監督する役割を担い、法令、定款で定められた事項を除く業務執行の決定は、原則として執行役へ委任しています。取締役会で決定する経営の基本方針には、中期計画や年度予算を含み、取締役会では、経営の基本方針に関する戦略的な議論にも焦点を当てるものとしております。

【原則4-8】・・・独立社外取締役の有効な活用

当社は2016年6月24日の定時株主総会において、社外取締役4名を選任しており、その内3名は独立社外取締役です。取締役会での独立した意見の発言のほか、各委員会での過半数を占めることによる独立性と透明性の確保など独立社外取締役の活用を進めてまいります。

【原則4-9】・・・独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

東京証券取引所の定める独立性基準を当社の独立性判断基準方針として定め、株主との利益相反の生じるおそれのない者を、独立社外取締役として選任しております。

【補充原則4-11-1】・・・取締役会全体の知識・経験・能力のバランス、多様性

当社の取締役会は、法令、定款及び取締役会規程の定めるところにより、クラリオングループ全体の経営基本方針の決定と業務執行を監督しております。取締役会は優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有する者により構成され、定款の定めに従い取締役会の機動性を保全するために9名以内としております。また、社外の企業経営経験者や必要とされる外部の知見を有する者による意見を、経営方針に反映させるために、社外取締役を4名選任しております。

なお、取締役候補者の選任については、指名委員会にて株主総会に提出する取締役の選任に関する議案を決定いたします。

【補充原則4-11-2】・・・役員の兼任状況

取締役が当社以外の役員を兼任する場合、取締役としての善管注意義務及び忠実義務を履行可能な合理的範囲に限るものとしております。また、重要な兼任の状況については株主総会招集通知にて開示しております。

【補充原則4-14-2】・・・取締役のトレーニングの方針

社外取締役を含む新任の取締役は、就任後に速やかに、当社の経営戦略、財務状態その他の重要な事項につき会長・社長又はその指名する執行役から説明を受けております。また、社外の講習会にも参加し、取締役として必要な知識の習得に努めております。当社は、在任中の継続的なトレーニングの機会提供・斡旋やその他の支援を行っております。

【原則5-1】・・・株主との建設的な対話に関する方針

株主との建設的な対話を促進するため、以下の体制を整備しております。

(1)株主との対話全般については総務担当執行役が責任者として統括し、建設的な対話を実現するための体制を整備します。

(2)広報担当執行役が委員長をつとめる開示委員会には、経営管理部門、経営企画部門、商品企画部門、技術開発部門、CSR部門等を担当する本部長等及び委員長が指名するものが委員として構成されており、当該部門が必要に応じ連携して株主との対話の支援を行っております。

(3)四半期の決算短信への質問や株主総会での質問に直接答える機会を設けている他に、多くの情報をホームページに開示しています。また、個人投資家等のためにお問い合わせの電話対応とメール窓口を設けております。

(4)対話において把握された株主の意見・懸念は、必要に応じて担当役員に報告され対応が取られます。

(5)「株式等内部者取引規程」において、インサイダー情報の取扱い(禁止事項及び自粛期間)を制限し、管理の徹底を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 **更新**

10%以上20%未満

【大株主の状況】 **更新**

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社日立製作所	179,815,174	63.60

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	6,244,000	2.21
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB)	3,588,000	1.27
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカун ト ジェイピーアールデイ アイエス ジー エフイー—エイシー	3,365,134	1.19
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,081,000	1.09
チェース マンハッタン バンク ジーティーエス クライアンツ アカун ト エスクロウ	3,015,490	1.07
ゴールドマンサックスインターナショナル	2,454,000	0.87
MSCO CUSTOMER SECURITIES	2,202,345	0.78
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	1,813,000	0.64
ドイチェ バンク アーゲー ロンドン ピービー ノンリティー クライアンツ 613	1,499,000	0.53

支配株主(親会社を除く)の有無	—
親会社の有無	株式会社日立製作所(上場:東京、名古屋)(コード)6501

補足説明 [更新](#)

なお、(2)大株主の状況につきましては、上記のほか自己株式883,594株を保有しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主等との取引が他の取引先と比較して有利なものとなることがないように、基本契約や社内規程にもとづき取引条件等を決定する体制を構築しており、さらに、支配株主等と少数株主の利益が相反するおそれのある取引等が行われないように、社内規程にもとづき適正な承認手続きを経て意思決定が行われております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 [更新](#)

親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係
 当社の親会社は、株式会社日立製作所であり、当社株式の議決権の64.00%を保有しており、親会社とそのグループ企業との緊密な協力関係を維持しながらも、当社の事業活動においてはブランドの独自性を確保し、自らの意思決定で行うことを基本方針としております。
 当社においては、親会社である日立製作所との経営情報の連携強化を目的として、日立グループより取締役1名を選任しておりますが、当社の取締役会は、当該取締役1名のほか、社外取締役4名を含む合計8名で構成されており、独立性を確保しております。
 また、当社は、日立グループの企業行動基準等に準じて共通の価値観の醸成と社会的責任の実践をはかっておりますが、事業においては日立グループのオートモティブシステム事業に位置づけられ、各事業区分が明確となっており、このなかで当社は自主的な事業活動を実行してグループシナジー効果の創出をめざしております。
 従いまして、親会社からの一定の独立性が確保されていると認識しております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
------------	----

定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 <small>更新</small>	8名

【社外取締役に関する事項】

社外取締役の人数 <small>更新</small>	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 <small>更新</small>	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
溝口 稚佳子	弁護士												
上條 正仁	他の会社の出身者								△				
黒田 重雄	他の会社の出身者			△									
山ノ川 孝二	他の会社の出身者												

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			
溝口 稚佳子		○	○	○	—	長年にわたる裁判官及び弁護士としての専門的な知見及び豊富な経験を有しており、独立した立場から法務、コンプライアンスを中心に当社の経営に対する監督や経営全般にかかわる業務執行プロセスの適法性を監督することが期待されることから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立した存在であると判断し指定するものであります。
上條 正仁	○		○	○	2015年3月まで当社の取引先である株式会社埼玉りそな銀行の業務執行者でありました。	グローバルな金融ビジネスにおいて、組織のマネジメントに長年携わり、また、金融機関の経営者として経営に関する高い見識を有しており、当社の経営全般に関する業務執行全体の妥当性を監督することが期待されること。また、当社の取引先である株式会社りそな銀行及び株式会社埼玉りそな銀行の出身者であります。退任後一定期間経過していることから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立した存在であると判断し指定するものであります。
						長年にわたり多くの企業経営に携わり、経営に関する高い見識を有していること、また、特

黒田 重雄	○	○	○	2014年3月まで当社の親会社の子会社である株式会社日立メディアエレクトロニクスの業務執行者でありました。	に 技術開発分野・海外経営分野における知見も豊富であることから、経営全般に関する業務執行全体の妥当性の監督を行っていただくことが期待されること。また、当社の親会社である株式会社日立製作所の出身者であり、当社の親会社の子会社である株式会社日立メディアエレクトロニクスの業務執行者でありましたが、退任後一定期間経過していることから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立した存在であると判断し指定するものであります。
山ノ川 孝二	○	○	○	—	株式会社日立製作所及び関連会社の業務執行者として豊富な経験を有していること、また、自動車業界において高い見識を有しているとともに、コンプライアンス、内部統制に精通していることから、業務執行全体の妥当性を監督することができるものと判断したため、社外取締役として選任いたしました。

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性 [更新](#)

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
指名委員会	4	0	1	3	社内取締役
報酬委員会	4	0	1	3	社内取締役
監査委員会	4	2	1	3	社内取締役

【執行役関係】

執行役の人数 [更新](#) 8名

兼任状況 [更新](#)

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
泉 龍彦	あり	あり	○	×	なし
川本 英利	あり	あり	×	○	なし
河元 哲史	なし	なし	×	×	なし
大町 秀雄	なし	なし	×	×	なし
和田 直士	なし	なし	×	×	なし
新保 邦彦	なし	なし	×	×	なし
田中 健弘	なし	なし	×	×	なし
國井 伸恭	なし	なし	×	×	なし

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 [更新](#) あり

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項 [更新](#)

監査委員会を補助すべき使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分は監査委員会の同意を得ることとしております。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 [更新](#)

監査委員と会計監査人は、定期的会合や必要の都度会合を行い、監査状況や監査内容の把握と確認等を実施いたします。

監査委員は、内部監査部門と定期的な会合や必要の都度随時会合を行い、内部監査の実施状況について報告を受けます。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3名
-------------------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格をみたまず社外取締役は全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入
---	--------------

該当項目に関する補足説明 **更新**

執行役及び理事の報酬について、業績に応じて支給する報酬制度を採用しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役・執行役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

(個別の執行役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 **更新**

当連結会計年度(2015年度)における取締役報酬の内容は次のとおりであります。
・10名 取締役報酬 175百万円(うち 社外取締役 3名 2百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び執行役の報酬を決定するに当たっては、報酬委員会においてその方針と手続きを定め、以下の通り個人別の報酬額を決定しております。

1. 基本方針

他社の支給水準を勘案の上、求められる能力及び責任に見合った報酬水準を設定します。

2. 取締役報酬

取締役の報酬は、定額で支給される月俸で構成されております。月俸は、常勤・非常勤別、役職を反映して支払うものとします。なお、執行役を兼務する取締役には、取締役としての報酬は支給しません。

3. 執行役報酬

執行役の報酬は、月俸及び業績連動報酬で構成されております。月俸は役位に応じた基準額に査定を反映して決定します。業績連動報酬は、業績及び担当業務における成果に応じて、一定の範囲内で決定しております。

【社外取締役のサポート体制】 **更新**

取締役の職務を補助するため取締役会に直属した取締役会室を置いています。さらに、監査委員会室を設置し、監査委員の職務を補助するため執行役から独立した専任の使用人がこれにあたっています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

- ・取締役会は経営の基本方針、法令又は定款に定める取締役会決議事項及び特に必要なものとして取締役会が定める事項を決定するとともに、業務執行の権限は原則として執行役に委任する一方、業務の執行状況を監督します。
- ・指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定する等の権限を有する機関であり、必要に応じて随時開催します。
- ・監査委員会は、取締役及び執行役の職務の執行を監査し、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任等に関する議案の内容を決定する等の権限を有する機関であり、原則として月に1度開催し、監査状況を報告します。
- ・報酬委員会は取締役及び執行役の報酬等に関する方針を決定するとともに、当該方針に基づき個人別の報酬等の内容を決定する等の権限を有する機関であり、必要に応じて随時開催します。
- ・指名委員会、監査委員会及び報酬委員会はいずれも4名の取締役で構成されており、各委員会の過半数は社外取締役です。
- ・執行役は8名であり、取締役会の決議により定められた職務の分掌に従い、業務執行を決定するとともに、業務を執行します。
- ・社長を補佐する協議機関として執行役及び理事等によって構成される経営会議において、当社及び当社グループとしての経営の方向性や方針を明確にしております。
- ・内部監査部門は、各部門及び当社グループ各社に対する内部監査を定期的実施し、業務活動の効率性、適法性、社内規程の遵守等に関する検証を行い、監査結果を社長へ報告するとともに、必要に応じて評価や改善指導を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、経営の監督と業務執行の分離を明確にし、透明性の高い経営の実現をはかるとともに、業務の決定権限を取締役会から執行側に大幅に委任し、業務執行のスピードアップ、経営の機動性向上をはかることにより、さらなる企業価値の向上、コーポレート・ガバナンスの強化をめざすため、指名委員会等設置会社の形態を採用しています。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知発送日 2016年6月3日(開催日の3週間前)
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会開催日 2016年6月24日(集中日は29日)
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使が可能
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(狭義)と参考書類の英訳版を作成

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年1回アナリスト・機関投資家向けに実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ(www.clarion.com)において、決算情報、決算以外の適時開示資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	社長室 広報・IR・秘書部 野波 伸壽	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動については、社長を委員長とする環境委員会を設置し、省資源対策、廃棄物削減、規制化学物質の管理、環境配慮型設計の推進等を行い、活動内容はクラリオンレポート(CSR報告書)において報告するとともに、当社ホームページ上で公開しております。コンプライアンス活動については、社長を委員長とするコンプライアンス委員会により国内外関係会社を含めた全社コンプライアンス体制の確立をはかるとともに、さまざまなステークホルダーとの適切な関係構築を重視する企業理念の実践のため、クラリオングループ行動規範を制定し全社員の啓発に努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	公正かつ適時適切な開示を円滑に実行するため開示規程を制定して、会社情報に関する把握・管理及び審議・決定等を行うとともに、開示委員会を設置してディスクロージャーの信頼性確保をはかっております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムの構築に関する基本方針は次のとおりであります。

- 1 監査委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - ・監査委員会室を設置し、監査委員会の職務を補助するために必要な要員を配置する。
- 2 前号の取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項
 - ・監査委員会室の要員の人事異動・人事評価・懲戒処分には、監査委員会の同意を得る。
- 3 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・監査委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人は、経営より組織上独立した部門に所属し、監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人としてその指示に従うよう明確化されている。
- 4 次に掲げる体制その他の当社の監査委員会への報告に関する体制
 - (1) 当社の取締役（監査委員である取締役を除く）及び執行役並びに使用人が監査委員会に報告するための体制
 - ・取締役（監査委員である取締役を除く）、執行役及び理事並びに使用人は、次の事項に該当する場合は速やかに監査委員会に報告する。
 - 1) 業務執行に関する事項の報告を求められた場合。
 - 2) 法令や定款違反もしくは不正行為等の事実又は著しい損害を及ぼすおそれのある事実がある場合。
 - 3) その他監査委員会がその業務遂行上報告を受けると判断した場合。
 - ・内部監査部門が実施した内部監査結果やリスク管理委員会・コンプライアンス委員会等の活動状況について監査委員会に報告する。
 - ・社内通報規程に基づく相談・通報制度により、経営幹部等の不正が通報された場合は、速やかに監査委員会に報告する。
 - ・執行役及び理事等は、経営会議等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
 - (2) 子会社の取締役、監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告するための体制
 - ・当社及び子会社のグループ監査役連絡会を定期的に開催し、子会社の状況について報告を行う。
 - ・子会社より相談・通報制度に基づく情報提供があった場合は、コンプライアンス統括部門は監査委員会へ報告する。
 - 5 監査委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・監査委員会へ報告を行った当社及び子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の役職員に周知徹底する。
 - 6 監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・監査委員がその職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る）に関し、費用の前払い等の請求を行ったときは明らかに必要でない認められる場合を除き、当該費用又は債務を速やかに処理する。
 - 7 その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査委員会は、必要に応じて経営会議等の重要な会議に監査委員を出席させ、取締役、執行役及び理事等と定期的面談を行う
 - ・監査委員会は、代表執行役と意思疎通をはかるため会社運営等に関する定期的な意見交換を開催する。
 - ・決裁手続規程に基づき申請される決裁申請書や稟議書を監査委員会に回付する。
 - 8 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・コンプライアンスの推進活動に係る基本的事項であるコンプライアンス基本規程と取締役、執行役や理事をはじめ全従業員の規範や基準であるクラリオングループ行動規範を制定して、コンプライアンスの徹底をはかる。
 - ・コンプライアンス担当部署及び担当本部長を置くとともに、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、各部署にコンプライアンス委員と推進リーダーを配置して企業活動に関連する法令を洗い出し、リスク評価表を作成して予防措置、対処方法、是正手段を検討する。
 - ・取締役、執行役や理事に対する定期的な社内研修を実施するとともに、コンプライアンス活動の概要を定期的に取り締役に報告する。
 - ・開示規程を制定するとともに、開示委員会を設置して、会社情報を把握・管理し、公正かつ適時適切な開示を実行する。
 - ・輸出入管理規程及び安全保障輸出入管理規程を制定するとともに、貿易管理委員会を設置して、輸出入関連法令を遵守し、輸出入管理を適切に実施する。
 - ・反社会的取引防止規程を制定し、防止に必要な社内体制や手続について定め、社会規範を尊重して良識ある企業活動を心がける。
 - ・公務員等への贈賄防止規程を制定し、国内外の贈賄防止に必要な管理体制や手続について定め、法令遵守に根ざした企業活動を行う。
 - 9 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・株主総会議事録、取締役会議事録、指名委員会等議事録、経営会議議事録、決裁申請書、稟議書その他職務の執行に係る文書等の情報は、情報セキュリティマネジメント規程及び情報及び情報機器の取扱い規程に従い保存及び管理を行うとともに、機密文書は、同規程に従って適切な利用並びに管理を行う。
 - ・情報セキュリティマネジメント規程を制定して、情報システムに関する電子情報全般の管理体制の確立を行うとともに、個人情報保護規程を制定して、個人情報保護方針の周知と個人情報の管理を徹底する。
 - 10 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・リスク管理規程を制定するとともに、社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、子会社を含むビジネス活動において直面するリスクの特定、評価、対応を含めた管理活動であるリスクマネジメントシステムを構築し、活動の概要は、定期的に取り締役に報告する。
 - ・業務遂行上のリスクについては、担当部署におけるリスク管理プログラムに基づく計画を実行するとともに、定期的な研修を実施する。
 - ・災害等に起因する緊急事態の対応については、危機管理規程に従い危機管理委員会を設置して、各部署に委員を配置する。
 - ・情報セキュリティマネジメント規程を制定するとともに、情報セキュリティ委員会を設置して、情報セキュリティの全社管理・統括を実行する。
 - ・品質管理規程を制定するとともに、品質会議を設置して、品質管理体制を構築する。
 - ・環境方針を制定するとともに、環境委員会を設置して、子会社を含むクラリオングループ一体となった環境推進体制を整備するとともに、環境保全活動を推進する。
 - 11 当社の執行役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・執行役及び理事等で構成する経営会議を設置し、子会社を含む業務の全般的執行方針及び重要な業務の実施等に関し多面的な検討を経て適切に決定するため、協議や報告を行う。
 - ・業務の効率的運営や責任体制の確立をはかるため、組織規程を制定し業務分掌や職務権限基準を策定するとともに、取締役会規程（取締役会決議基準）や決裁手続規程及び関係会社承認基準を定める。
 - ・理事制度を導入し、代表執行役のもと理事は業務執行を迅速に遂行する。
 - ・品質管理規程の方針管理手順に基づき、中期経営計画、中期及び年次本部長方針と部長方針を策定し、定めた方法により経営計画の進捗状況の確認や改善処置を行い、経営目標の達成度向上をはかる。
 - ・クラリオングループの最高経営責任者として経営方針・経営戦略を策定するCEO（Chief Executive Officer）とクラリオングループの最高執行責任者として方針・戦略に基づき事業計画を実行するCOO（Chief Operating Officer）を定めて効率的な業務執行をはかる。
 - 12 当社及び子会社の使用人等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンス基本規程と全従業員の規範や基準であるクラリオングループ行動規範を制定して、全従業員がルールを遵守し誠実かつ公正な業務を遂行するようコンプライアンスの徹底をはかる。
- ・当社及び子会社にはコンプライアンス担当部署及び担当本部長又は責任者を置くとともに、社長を委員長とするコンプライアンス委員会又は責任者を設置し、法令遵守が周知徹底されるよう各部署にコンプライアンス委員と推進リーダーを配置するとともに、定期的な社内研修を実施する。
- ・子会社を含む各部署は、企業活動に関連する法令を洗い出し、リスク評価表を作成して予防措置、対処方法、是正手段を検討する。
- ・業務執行部門から独立した内部監査部門が、子会社を含む各部署の業務プロセス等について定期的な監査を実施し、業務活動の有効性、効率性、適法性、社内規程の遵守等に関する検証を行い、監査結果や改善の要否を社長へ報告するとともに、改善指摘事項を各部署に通知し、各部署は是正を行う。
- ・子会社を含む従業員等が、法令遵守上疑義のある行為等について直接情報提供が行えるように社内通報規程に基づき相談・通報制度を制定する。
- ・コンプライアンス担当部署、内部監査部門は、平素より監査委員会と連携し、子会社を含む全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無を調査、検討する。

13 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という）における業務の適正を確保するための体制

(1)子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に対する体制

- ・子会社に対する統一的管理事項について定めた関係会社管理規程を制定し、主管部門への報告事項を定める。
- ・子会社の経営状況、財務状況その他重要な情報について、経営会議において報告するとともに、必要に応じて関係会社会議を開催する。

(2)その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ・関係会社役員出向規程に基づき、子会社に取締役又は監査役として派遣し、業務及び会計の状況を定期的に監督する。
- ・親会社の企業行動基準等に準じて、日立グループ共通の価値観の醸成と社会的責任についての理解に努める。
- ・親会社を含むグループ会社との取引については、基本契約や社内規程に基づき市場価格によって適正に行う。

14 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・日立グループ並びに当社及びクラリオングループとしての財務報告に係る内部統制システムの整備運用をはかるとともに、日立グループ監査の受入れ並びに当社及び子会社監査の実施等により、財務報告の信頼性及び業務の適正を確保する体制の充実をはかる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方や整備状況は次のとおりであります。

クラリオングループ行動規範において、社会規範を尊重して良識ある企業活動をめざし「反社会的勢力には毅然として対応し、一切関係を持たない」ことを基本的な考え方として明示しており、この行動規範を実現するため反社会的取引防止に必要な社内体制や手続きについて反社会的取引防止規程を制定し運用しております。

また、担当役員を定めて取引管理や教育を行うとともに、反社会的勢力からの不当要求に備え危機管理マニュアルを制定し、不当要求に対する手順や要領等の具体的対応について定めるなどの社内体制を構築し整備しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

1. 適時開示に関する基本方針

当社は、株主・投資家等に対して、当社の事業活動状況や財務内容等の経営情報を的確に開示し、それらに対する意見・批判を真摯に受け止めることをクラリオングループ行動規範において制定し、「企業理念」を実践するに際しての行動基準として企業の社会的責任、倫理実現の基礎としております。

実践にあたっては、ディスクロージャーポリシーにもとづく会社情報の適切な開示を行い、株主・投資家等をはじめとするあらゆるステークホルダーの当社に対する理解を促進し、その適正な評価に資することを目的として開示規程を制定して周知徹底を行うとともに、経営者による姿勢・方針を明確にして適時開示業務を執行する体制の整備に努めております。

また、適時開示に関するリスク対応については、リスク管理規程において情報リスクを取組みの対象とし、情報セキュリティマネジメント規程、情報及び情報機器の取扱い規程において情報資産の取扱いについて定めて情報の管理に努め、関係会社管理規程において子会社に関する情報の収集並びに株式等内部者取引規程においてインサイダー取引の未然防止に努めることなどにより、想定されるリスクに対応する体制を構築しております。

2. 適時開示に係る体制の状況

当社は、上記開示規程にもとづき開示委員会を設置するとともに、以下の体制により会社情報の適時適切な開示を行っております。

(開示委員会の役割)

開示委員会の委員長は広報担当執行役とし、関係各部門より選任された委員を構成メンバーとして、会社情報の開示に関する重要性や必要性の分析・検討及び審議・決定を行い、会社情報を適切に開示するための統制及び開示規程遵守のための適切な措置を講ずるとともに、必要な助言・勧告を行っております。さらに、情報伝達プロセスの整備、適切な情報開示のための体制の構築、情報開示フローの整備など会社情報の開示に関する業務を適切かつ円滑に行うための体制の整備に努め、会社情報の把握について最終的な責任を負っております。

(適時開示手続)

(1) 情報収集プロセス

東京証券取引所の適時開示規則にもとづき、開示の該当項目をはじめ基準や基準値を記載した適時開示基準一覧表をイントラネットにおいて

社内に公開し、常に従業員が会社情報の有無について留意することにより、適時開示すべき会社情報を迅速かつ網羅的に収集し、基準に該当する場合又は該当することが予想される場合は直ちに開示委員会に通知する体制としております。

(2) 分析・判断プロセス

開示委員会は通知された会社情報について情報取扱責任者へ報告するとともに、総務部門と連携して適時開示の要否を判断し、承認・決定等の手続きを要する場合は速やかに実施した上で適時・適法かつ正確に開示資料を作成し、所定の手続きによって開示を実行しております。会社情報の発生時期については、取締役会決議等の形式的な側面にとらわれず実質的に判断するものとし、決定事実については業務執行を実質的に決定した時点、発生事実についてはその発生を認識した時点が発生時期としております。

(3) 公表プロセス

会社情報は、東京証券取引所のTDnetシステムにより開示しており、全ての会社情報について、当社ホームページに速やかに掲載し、重要事実に該当しない会社情報についても有効かつ適切な情報を自主的・積極的に開示することとしております。また、未開示の会社情報や特定の相手先への開示を禁じるとともに、未開示の会社情報を開示しようとする場合には開示委員長へ照会することとし、さらに、決算情報等の漏洩を未然に防止し公平性を確保するため、各四半期及び通期の決算発表日前の1か月間を自粛期間として情報に関する言及を控えることとしております。

3. 内部監査体制等の状況

組織上独立したCSR推進室の内部監査担当者により開示規程の遵守等の監査を実施するとともに、監査委員会においては各意思決定機関の監査を実施しております。

コーポレートガバナンスの模式図

